

# 産業支援センターせと パートナーシップ規約

## ■目的

### <第1条>

この規約は、産業支援センターせと（以下、「センター」という。）が設置するパートナーシップ制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者のセンターに対する協力と理解を高めることにより、センターの事業活動の維持に資することを目的とする。

## ■資格

### <第2条>

パートナーシップの資格を有する者は、産業振興に資する者で、かつ、センターの趣旨に賛同し、センターの事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

## ■加入

### <第3条>

パートナーシップの加入にあたっては、パートナーシップ入会申込書に必要な事項を記載し、次条に定める会費を納めるものとする。

## ■会費

### <第4条>

パートナーシップの会費については、次のとおり定める。

- 1 パートナーシップ入会者は、年会費を納入するものとする。
- 2 会費の額は、別表のとおりとする。

## ■特典

### <第5条>

パートナーシップ入会者は次の特典を有する。

- 1 センターが主催する事業への参加
- 2 センターが作成又は発行する資料の享受
- 3 センターの施設及びサービスの利用
- 4 その他第1条の目的を達成するために必要な事業

## ■その他

### <第6条>

パートナーシップ制度について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、センターを運営する瀬戸市地域産業振興会議で決定する。

付則：この規約は、平成17年10月27日より施行する。

この規約は、平成24年 5月21日より施行する。

この規約は、平成30年 5月22日より施行する。

この規約は、令和 4年 2月 8日より施行する。

別表（第4条関係）

区分	内容	年会費
団体	企業組合、協業組合、事業協同組合（小組合を含む。）、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合（小組合を含む。）、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	5,000円
企業	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人	3,000円
個人	上記の企業又は団体に属する個人	1,000円